

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間
公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書

令和 8 年 10 月

浦添市土地開発公社
那 覇 港 管 理 組 合

はじめに

本図書は、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日、条例第 77 号）第 13 条の規定に基づき作成した「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）」である。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。

< 目 次 >

【2分冊の1】

第1章 事業者の氏名及び住所等	1-1
1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1.2 対象事業の名称	1-1
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-1
2.3 その他の対象事業の内容に関する事項	2-17
第3章 対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる 地域の概況	3-1
3.1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	3-1
3.2 地域特性	3-3
第4章 方法書、準備書及び補正前の評価書に対する意見及び事業者の見解	4-1
4.1 方法書に対する住民等意見の概要及び事業者の見解	4-1
4.2 方法書に対する県知事意見及び事業者の見解	4-7
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5-1
5.1 環境影響評価の項目	5-1
5.1.1 事業特性と地域特性	5-1
5.1.2 影響要因及び環境要素の抽出	5-3
5.1.3 環境影響評価の項目の選定	5-4
5.1.4 選定理由	5-6
5.2 調査及び予測の手法	5-8
5.2.1 大気質	5-9
5.2.2 騒音	5-14
5.2.3 振動	5-21
5.2.4 水象	5-28
5.2.5 水の汚れ	5-34
5.2.6 赤土等による水の濁り	5-39
5.2.7 底質	5-44
5.2.8 地形・地質	5-49
5.2.9 陸域生物	5-52
5.2.10 海域生物	5-60
5.2.11 海域生態系	5-74
5.2.12 景観	5-77
5.2.13 人と自然との触れ合い活動の場	5-82

5.2.14 歴史的・文化的環境	5-86
5.2.15 廃棄物等	5-89
5.2.16 温室効果ガス等	5-90
5.3 評価の手法	5-92
5.3.1 環境影響の回避、低減に係る評価	5-92
5.3.2 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性	5-94
第6章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	6.1-1
6.1 予測の前提	6.1-1
6.1.1 施工手順	6.1-1
6.1.2 施工計画	6.1-5
6.1.3 施工上の諸対策	6.1-31
6.1.4 地盤改良の検討	6.1-33
6.2 大気質	6.2-1
6.2.1 調査	6.2-1
6.2.2 予測	6.2-6
6.2.3 評価	6.2-65
6.3 騒音	6.3-1
6.3.1 調査	6.3-1
6.3.2 予測	6.3-7
6.3.3 評価	6.3-24
6.4 振動	6.4-1
6.4.1 調査	6.4-1
6.4.2 予測	6.4-7
6.4.3 評価	6.4-21
6.5 水象	6.5-1
6.5.1 調査	6.5-1
6.5.2 予測	6.5-37
6.5.3 評価	6.5-175
6.6 水の汚れ	6.6-1
6.6.1 調査	6.6-1
6.6.2 予測	6.6-47
6.6.3 評価	6.6-89
6.7 赤土等による水の濁り	6.7-1
6.7.1 調査	6.7-1
6.7.2 予測	6.7-17
6.7.3 評価	6.7-39

6.8 底質	6.8-1
6.8.1 調査	6.8-1
6.8.2 予測	6.8-20
6.8.3 評価	6.8-43
6.9 地形・地質	6.9-1
6.9.1 調査	6.9-1
6.9.2 予測	6.9-27
6.9.3 評価	6.9-32

【2分冊の2】

6.10 陸域生物	6.10-1
6.10.1 調査	6.10-1
6.10.2 予測	6.10-36
6.10.3 評価	6.10-64
6.11 海域生物	6.11-1
6.11.1 調査	6.11-1
6.11.2 予測	6.11-135
6.11.3 評価	6.11-224
6.12 海域生態系	6.12-1
6.12.1 調査	6.12-1
6.12.2 予測	6.12-30
6.12.3 評価	6.12-111
6.13 景観	6.13-1
6.13.1 調査	6.13-1
6.13.2 予測	6.13-33
6.13.3 評価	6.13-44
6.14 人と自然との触れ合い活動の場	6.14-1
6.14.1 調査	6.14-1
6.14.2 予測	6.14-17
6.14.3 評価	6.14-35
6.15 歴史的・文化的環境	6.15-1
6.15.1 調査	6.15-1
6.15.2 予測	6.15-12
6.15.3 評価	6.15-16
6.16 廃棄物等	6.16-1
6.16.1 調査	6.16-1

6.16.2 予測	6.16-3
6.16.3 評価	6.16-6
6.17 温室効果ガス等	6.17-1
6.17.1 調査	6.17-1
6.17.2 予測	6.17-2
6.17.3 評価	6.17-13
第7章 環境保全措置	7-1
第8章 事後調査	8-1
第9章 総合評価	9-1
第10章 環境影響評価を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地..	10-1
資料編	

第 1 章 事業者の氏名及び住所等

1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 浦添市土地開発公社

代表者の氏名 : 浦添市土地開発公社 理事長 比嘉 克也

主たる事務所の所在地 : 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

事業者の名称 : 那覇港管理組合

代表者の氏名 : 那覇港管理組合 管理者 古謝 玄太

主たる事務所の所在地 : 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号

本埋立事業は、交流厚生用地、交通機能用地の埋立てを浦添市土地開発公社、交流厚生用地（マリーナ用地）、緑地、交通機能用地（臨港道路浦添 1 号線及び 4 号線）、公共用地の埋立てを那覇港管理組合がそれぞれ事業主体として実施し、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続きは、浦添市土地開発公社が代表して行う。

（質問等を受け付ける担当部署）

浦添市土地開発公社 事業係

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

TEL. (098) 876-1234（代）内線 4168

FAX. (098) 877-0543

1.2 対象事業の名称

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業

第 2 章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

那覇港は、沖縄県の物流、人流をはじめ多様な機能を有する国際及び国内海上輸送網の拠点として、沖縄経済の発展に重要な役割を果たしている。

「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」（以下、「本事業」という。）は、令和 5 年 3 月に改訂された那覇港港湾計画に基づき、海とイノーを活かした親水空間を設けるとともに牧港補給地区（キャンプ・キンザー）跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含む交流・賑わい空間を創出することを目指しており、マリーナ用地、宿泊施設、商業施設、海洋緑地が位置付けられている。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

本事業は、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に基づく公有水面の埋立てであり、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日、沖縄県条例第 77 号）第 2 条第 2 項第 1 号の規則で定める事業（公有水面の埋立て及び干拓）に該当する。

2.2.2 対象事業実施区域

本事業で埋立てを行う区域（以下、「埋立事業実施区域」という。）は、図 2.2.1 及び図 2.2.2 に示すとおり、沖縄県浦添市西洲 3 丁目の地先公有水面である。

また、対象事業実施区域は、図 2.2.3 に示すとおり、埋立事業実施区域に加え、埋立てに伴う海域改変区域、事業に関連する陸域改変区域、資材等の仮置きやブロック製作を行う作業ヤードを対象としている。

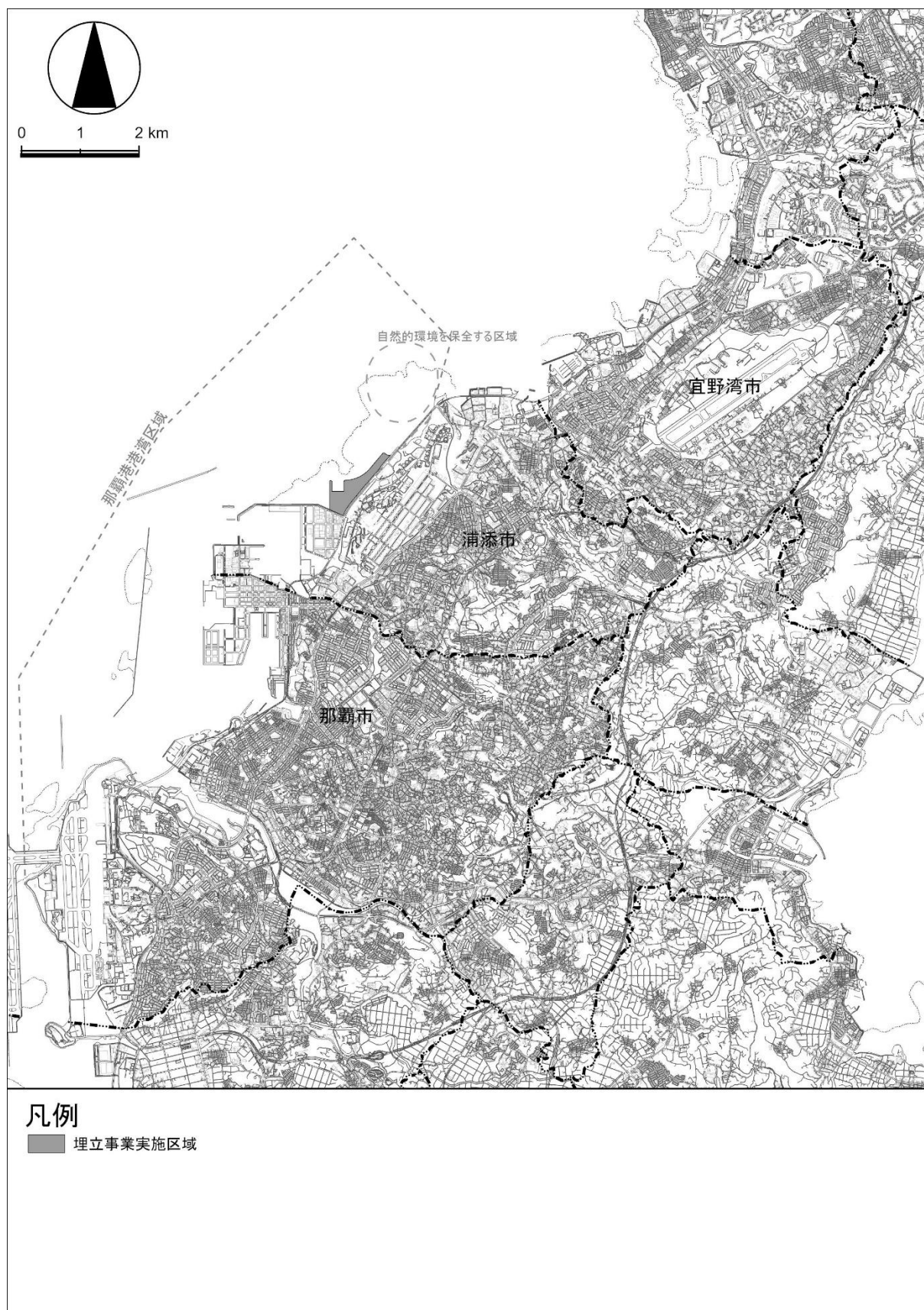


図 2.2.1 埋立事業実施区域



図 2.2.2 埋立事業実施区域周辺の航空写真

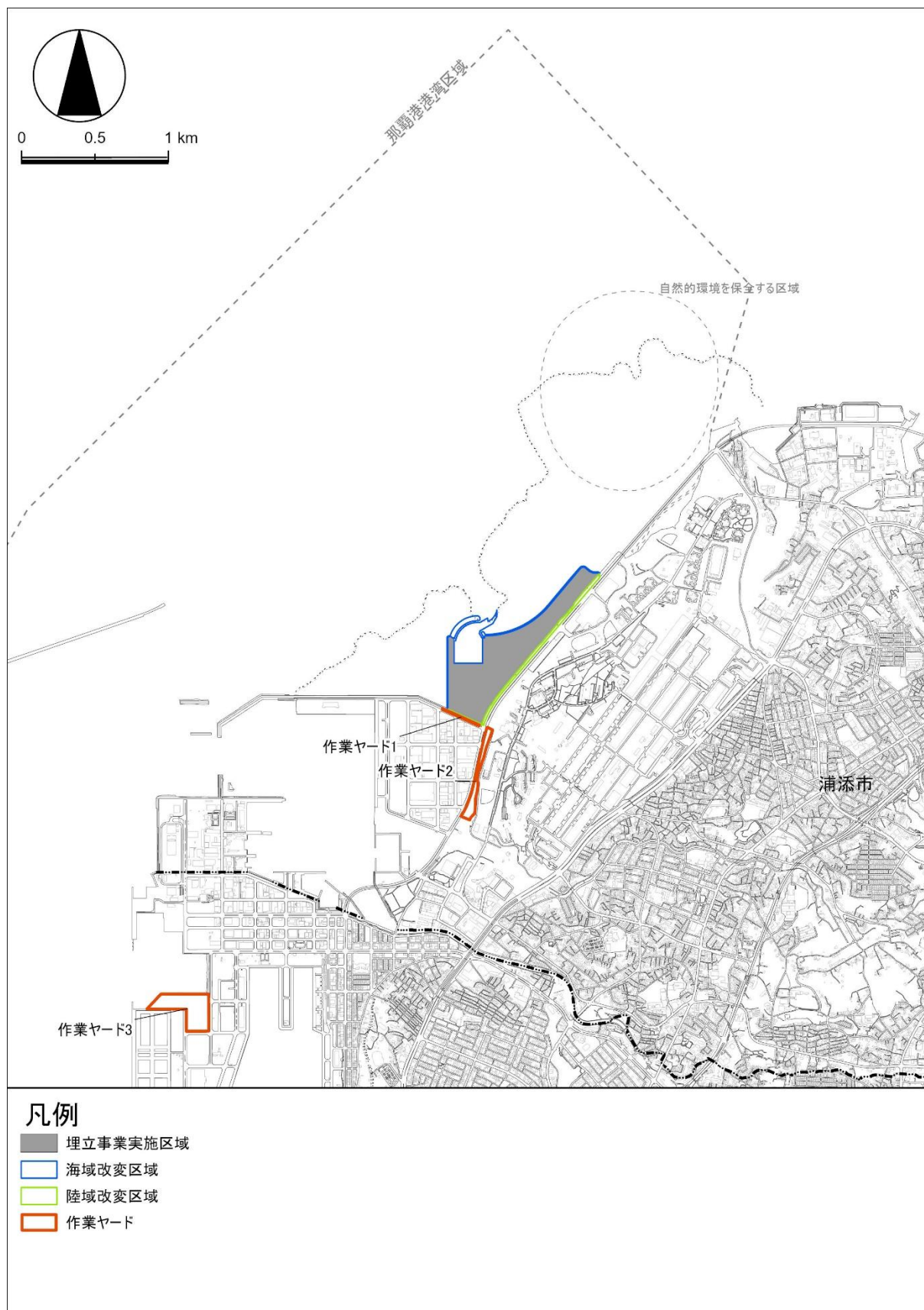


図 2.2.3 対象事業実施区域

2.2.3 対象事業の規模及び内容に関する事項

(1) 対象事業の規模

対象事業実施区域の面積及び位置等は、表 2.2.1、図 2.2.3、図 2.2.4 及び図 2.2.5 に示すとおりである。

対象事業実施区域の合計面積は、約 47.4ha であり、このうち埋立事業実施区域の面積は約 29.0ha（浦添市土地開発公社：約 19.5ha、那覇港管理組合：約 9.5ha）である。また、埋立てに伴う海域改変区域の面積は約 7.1ha、陸域改変区域の面積は約 2.8ha、作業ヤードの面積は約 8.5ha である。

なお、上記面積は方法書以降、護岸断面や施工方法等について設計を行った結果を示しており、方法書時の面積と異なる。

表 2.2.1 対象事業実施区域の面積及び事業者

区域	埋立事業実施区域	海域改変区域	陸域改変区域	対象事業実施区域	事業者
交流厚生用地	約18.7 ha	—	—	約18.7 ha	浦添市土地 開発公社
交通機能用地	約 0.8 ha	—	約 2.0 ha	約 2.8 ha	
小計	約19.5 ha	—	約 2.0 ha	約21.5 ha	
マリーナ用地(陸域①)	約 0.9 ha	—	—	約 0.9 ha	那覇港管理 組合
(陸域②)	約 2.0 ha	—	—	約 2.0 ha	
緑地	約 4.7 ha	約 0.7 ha	—	約 5.4 ha	
交通機能用地 (臨港道路浦添4号線)	約 1.5 ha	約 0.3 ha	—	約 1.8 ha	
交通機能用地 (臨港道路浦添1号線)	—	—	約 0.8 ha	約 0.8 ha	
公共用地	約 0.4 ha	約 0.1 ha	—	約 0.5 ha	
防波堤	—	約 0.9 ha	—	約 0.9 ha	
泊地(浚渫範囲)	—	約 4.6 ha	—	約 4.6 ha	
航路(浚渫範囲)	—	約 0.5 ha	—	約 0.5 ha	
小計	約 9.5 ha	約 7.1 ha	約 0.8 ha	約 17.4 ha	
作業ヤード1	—	—	—	約0.2ha	浦添市土地 開発公社
作業ヤード2	—	—	—	約2.2ha	
作業ヤード3	—	—	—	約6.1ha	那覇港管理 組合
小計	—	—	—	約 8.5 ha	—
合計	約29.0 ha	約7.1 ha	約2.8 ha	約47.4 ha	—

注：それぞれの区域面積は以下の内容を示す。

- ・埋立事業実施区域：公有水面埋立法上の公有水面の埋立て（満潮位以上の範囲）面積
- ・海域改変区域：護岸の満潮位から法尻まで、防波堤及び浚渫範囲の海域を改変する面積
- ・陸域改変区域：既存護岸の撤去等を行い、陸域を改変する面積

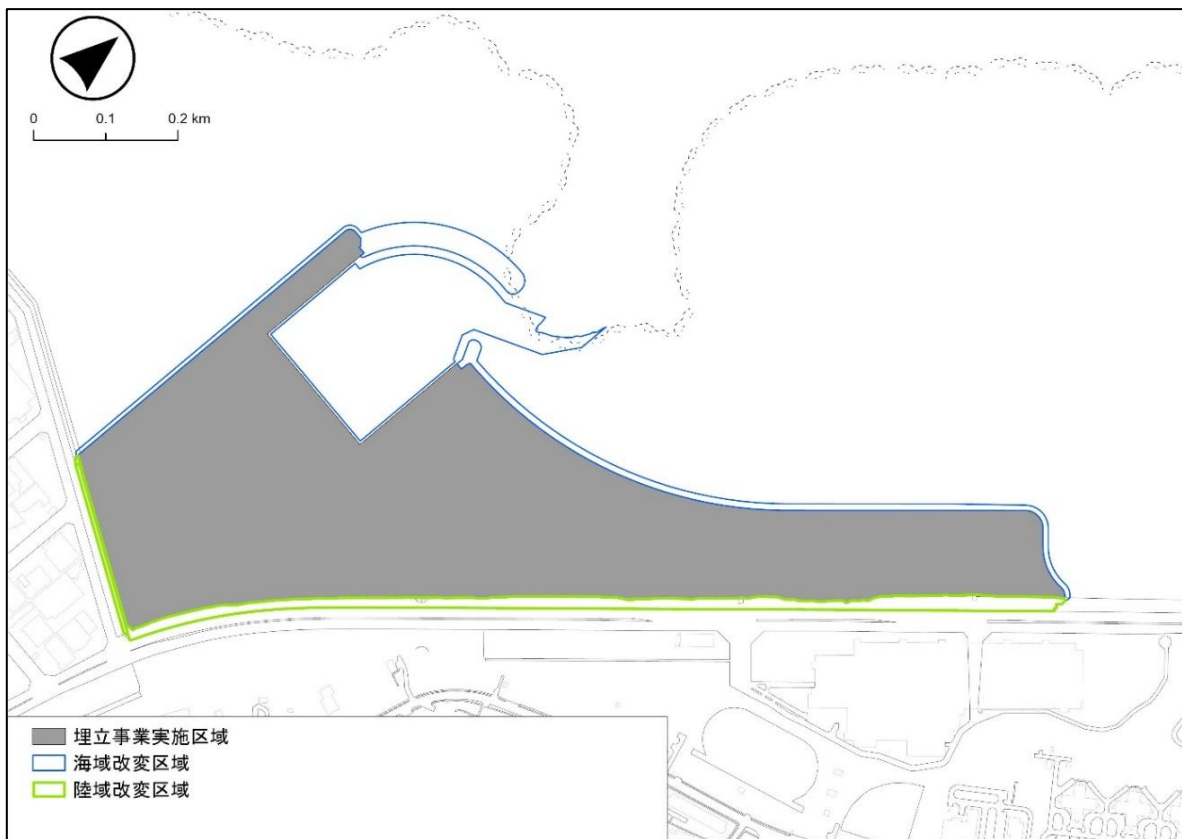
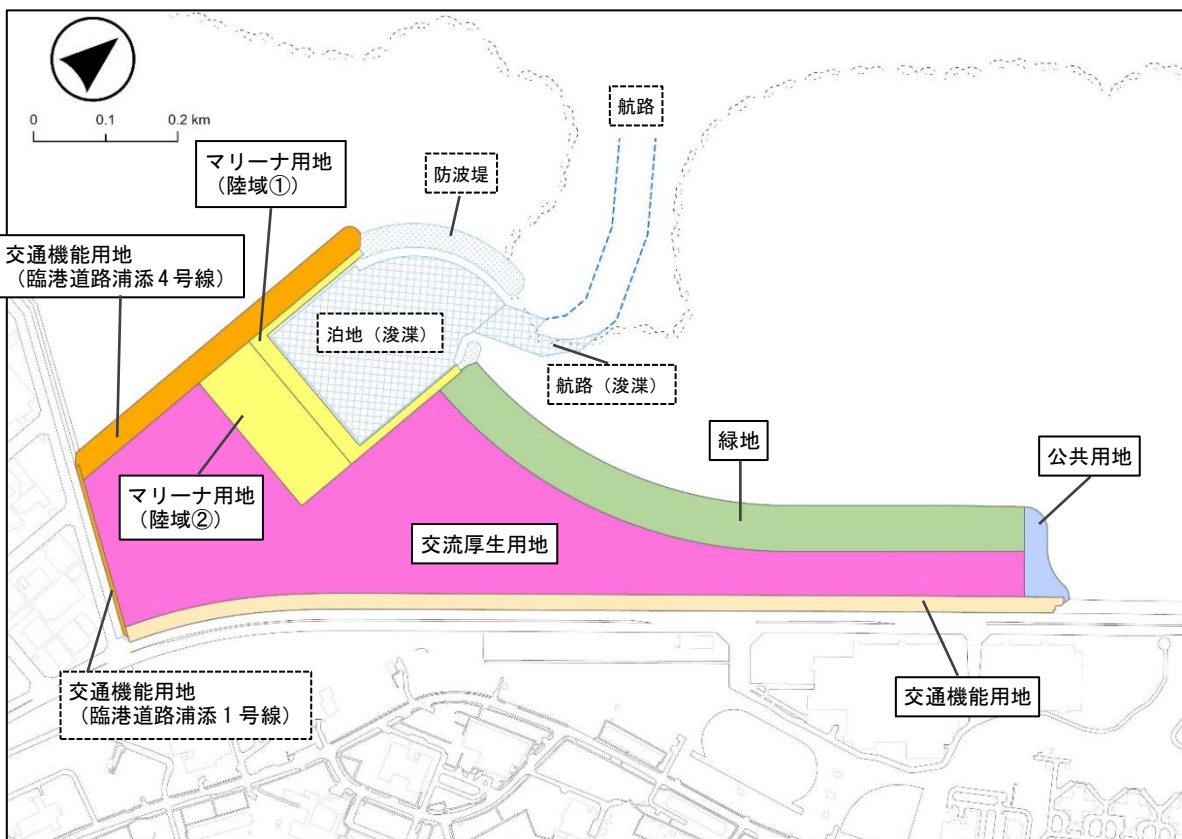


図 2.2.4 埋立事業実施区域、海域変更区域及び陸域変更区域範囲



注：1. マリーナ用地（陸域②）は、おおよその位置を示しており、今後変更があり得る。
2. 破線は埋立て以外の工事を示す。

図 2.2.5 土地利用計画図

(2) 対象事業の内容

1) 土地利用計画

対象事業の土地利用計画は、浦添市土地開発公社が事業者となる交流厚生用地、交通機能用地の計約 21.5ha と、那覇港管理組合が事業者となるマリーナ用地（陸域①、陸域②）、緑地、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）、交通機能用地（臨港道路浦添 1 号線）、公共用地の計約 11.4ha の合計約 32.9ha である。

なお、埋立地内で発生する汚水については、上下水道を整備予定のため、海域への排水はない。また、埋立地内の雨水は近傍の海域へ、陸域側からの排水は北側の海域へ排水する計画であり、詳細については「第 6 章 6.1 予測の前提」に示すとおりである。

(ア) 交流厚生用地

世界から選ばれる持続可能な観光地を形成するため、浦添の自然環境を活かすとともに、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点の形成を図る親水レクリエーションゾーンとして、交流厚生用地を約 18.7ha 整備する。

交流厚生用地の施設規模の考え方については、表 2.2.2 に示すとおりである。

表 2.2.2 交流厚生用地の規模の考え方

導入機能	港湾空間に必要な理由	規模の考え方	必要規模	合計
宿泊施設	マリーナやクルーズ岸壁との相乗効果、富裕層等の宿泊客による観光消費等の付加価値を創出	富裕層等を対象とした宿泊施設を想定し、敷地面積を算出	約 10.8ha	約18.7ha
商業施設	マリーナやクルーズ岸壁、物流空間との相乗効果により、ビジネス機会や観光消費等の付加価値を創出	店舗とオープンスペースの融合空間として、他事例を踏まえ設定	約 6.7ha	
駐車場用地	宿泊施設以外の駐車場用地を創出	来場者数を基に算出	約 1.2ha	

出典：「那覇港港湾計画改訂に係る資料作成業務委託報告書」（令和 5 年 3 月、浦添市）より作成

(イ) 交通機能用地

港湾やマリーナと背後地の連携を図るとともに、各ふ頭間の円滑な交通を確保するため、交通機能用地を約 2.8ha（長さ約 1300m、幅約 25m）、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）を約 1.8ha（長さ約 510m、幅約 35m）、交通機能用地（臨港道路浦添 1 号線）を約 0.8ha（長さ約 280m、幅約 6.5m）整備する。

(ウ) マリーナ用地

県内外のプレジャーボート保管や発着・周遊の需要を取り込むとともに、マリーナを軸としたサービス等を展開することにより、高付加価値な都市型海浜リゾートの形成や市民・県民にとっての快適環境都市における玄関口及びレクリエーションの場の創出を図るために、マリーナを拠点として、背後にクラブハウスやショッピング施設を配置するマリーナ用地を約 2.9ha 整備する。

マリーナ用地に係わるマリーナ水域の諸元は、表 2.2.3 に示すとおりである。

マリーナ用地の施設規模等は、表 2.2.4 及び表 2.2.5 に示すとおりである。

表 2.2.3 マリーナ水域諸元

対象船舶	モーターボート・クルーザーヨット：160 隻（収容隻数） 大型プレジャーボート：2 隻（ビジター艇） 港内交通船：1 隻（ビジター艇）
浚渫規模	約 5.1ha（泊地 約 4.6ha、航路（50m）約 0.5ha）（水深 約 4.5m）
航路	幅員 50m（水深 約 4.5m）
防波堤	延長 約 230m、約 35m（約 0.9ha）
係留施設	小型栈橋：4 基
規模及び配置の考え方	将来収容プレジャーボート及びビジター艇が係留可能となるように小型栈橋、防波堤等を配置するとともに、隣接する緑地や交流・賑わい施設との連携を考慮して配置する。

出典：「那覇港港湾計画資料（その 1）-改訂-」（令和 5 年 3 月、那覇港管理組合）より作成

表 2.2.4 種類別の小型船需要隻数

種類	2020 年隻数	2030 年代半ば	隻数算定の考え方
プレジャーボート	65 隻	280 隻	県民所有プレジャーボートの将来動向や関係者ヒアリング結果等を踏まえて設定

注：2020 年隻数は、那覇港内各小型船だまり利用隻数である。

出典：「那覇港港湾計画資料（その 1）-改訂-」（令和 5 年 3 月、那覇港管理組合）

表 2.2.5 マリーナ用地の規模の考え方

導入機能	港湾空間に必要な理由	規模の考え方	必要施設	合計
陸上ヤード	県内外利用者や観光事業者による中・大型艇の保管	陸域保管：46 隻 陸域施設：クレーン、修理工場等	陸域	約 0.9ha
マリーナ関連施設	マリーナとの相乗効果により観光消費等付加価値を創出	類似施設の事例から設定	クラブハウス、ショッピング施設、ボート展示場	約 2.0ha

出典：「那覇港港湾計画改訂に係る資料作成業務委託報告書」（令和 5 年 3 月、浦添市）より作成

(エ) 緑地

マリーナやクルーズ岸壁から来訪する旅客の快適性・満足度の向上、リゾート空間の魅力向上を図るとともに、市民に開かれた水辺空間の形成、ふれあいの場の確保、散策・くつろぎの場の確保を図るため、緑地を約 5.4ha（長さ約 850m、幅約 65m）整備する。

緑地の施設規模等は表 2.2.6 に示すとおりである。

表 2.2.6 緑地の施設規模等

主要な用途	延長または規模	規模及び配置の考え方
親水護岸	850m	緑地の護岸全体を親水護岸とし、緑地の水際線に配置する。
レクリエーション緑地	3.4ha	利用者数に基づき設定する。市民に開かれた水辺空間・ふれあいの場として機能するため交流厚生用地の前面（水際）に配置する。

注：上記の緑地の規模は、親水護岸を除く面積を示す。

出典：「那覇港港湾計画資料（その1）-改訂-」（令和5年3月、那覇港管理組合）より作成

(オ) 公共用地

公共用のために必要な用地を確保するため、公共用地を約 0.5ha 整備する。

2.2.4 対象事業に係る工事計画

対象事業に関する工事は、浚渫工事、護岸工事及び埋立工事である。

護岸工事では、汚濁防止膜を設置した上で、基礎工として捨石の投入均し後、被覆石の投入均しにより護岸を施工する。

埋立工事では、護岸を造成した後、本事業で発生する浚渫土や公共残土、購入海砂等を含む約 93 万 m³ の土砂投入により埋立てを行うこととしている。

なお、地盤改良等の地形・地質の改変を伴う工事は予定していない。

対象事業の工事期間としては、着工後約 6 年を予定している。工事工程は表 2.2.7 に示すとおりである。

なお、詳細な工事工程については、「第 6 章 6.1 予測の前提」において整理する。

表 2.2.7 工事工程

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次
浚渫工事	■	■				
護岸工事	■	■	■	■	■	■
埋立工事				■	■	■

注：護岸工事については、1 次施工として現況 H.W.L（DL+2.1m）以上の工事用道路を整備し、その後 2 次施工として、計画地盤高まで整備を行うため、6 年次までの施工となっているが、埋立工事開始時には外周護岸が概成した状態となっている。

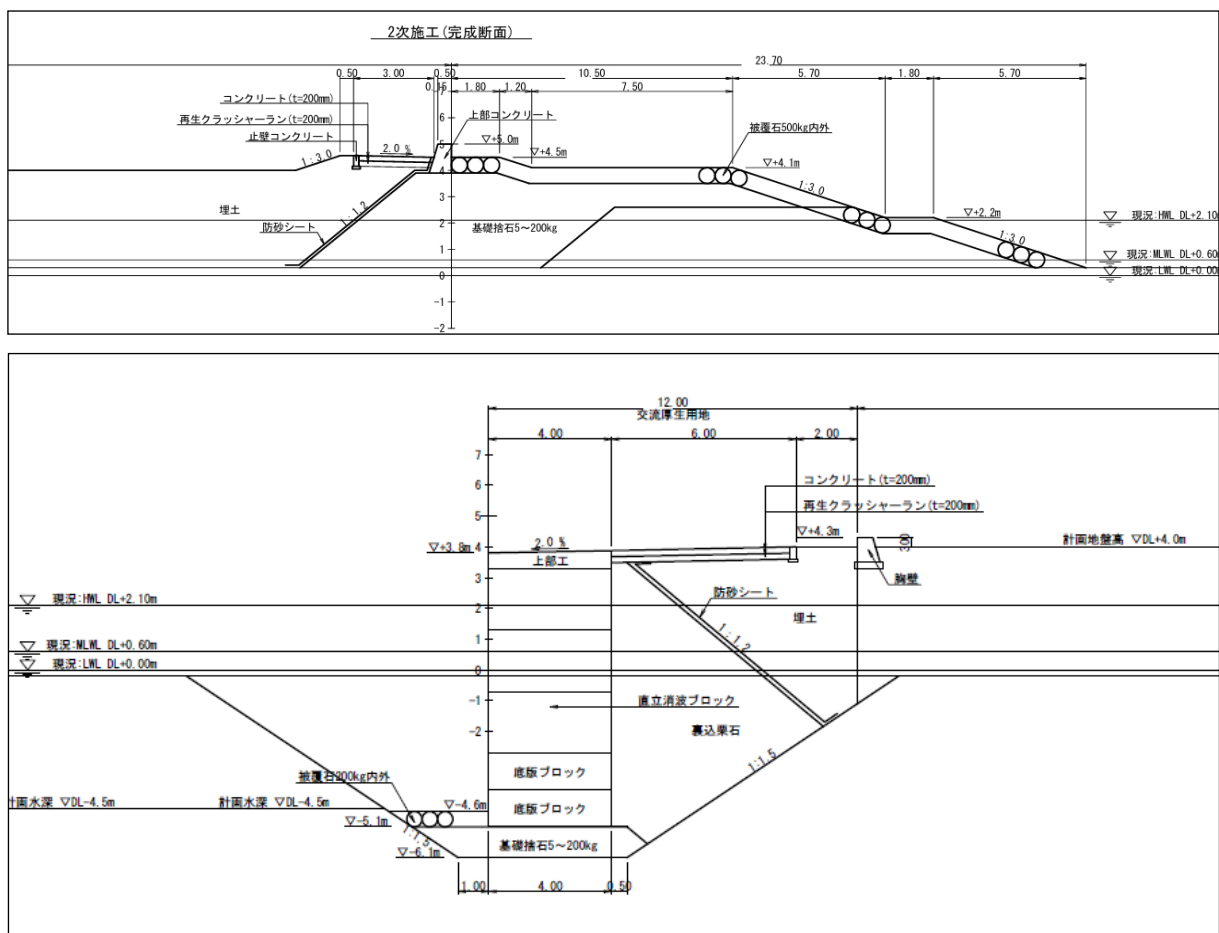


図 2.2.6 主要護岸断面（上；緑地護岸、下；マリーナ護岸）

2.2.5 対象事業計画の検討経緯

対象事業計画の検討経緯として、那覇港港湾計画の変更に係る主な経緯及び本事業に係る経緯を以下に示すとともに、浦添ふ頭地区に関する計画変更の変遷を図 2.2.7 に、現在の港湾計画図を図 2.2.8 に示す。

(1) 昭和 63 年 2 月改訂

那覇港港湾計画は、昭和 49 年に港湾取扱貨物量を 740 万トン（外貿 60 万トン、内貿 680 万トン）として策定され、昭和 63 年 2 月には、港湾取扱貨物量を 1,240 万トン（外貿 160 万トン、内貿 1,080 万トン）として改訂を行った。この際に、浦添ふ頭地区の北側への展開を位置付けた。

(2) 平成 15 年 3 月改訂

沖縄振興計画に基づき、国際物流産業の展開、国際観光・リゾート産業の振興等を目指した国際流通港湾として、平成 20 年代後半を目標年次とする港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂した。

本計画改訂では、浦添ふ頭地区において緑地や港湾関連用地が縮小し、当該海域における生態系の構成要素として重要なサンゴ類、海藻草類の生息・生育環境の改変をできる限り回避・低減することができた。

(3) 平成 22 年 3 月一部変更

背後地の土地利用計画に対応するとともに、自然海浜及び干潟の保全に対する市民の要請に対応するため、浦添ふ頭地区の土地造成及び土地利用計画を変更した。主な変更内容は以下のとおりである。

- 臨港道路浦添線 2.5km の内、北側約 1km を橋梁に変更。
- 北緑地は、土地造成を行わず、自然海岸線を残存。
- 都市機能用地を牧港補給地区（キャンプ・キンザー）跡地に求めることで、埋立面積を縮小。
- 自然的環境を保全する区域の拡大。

(4) 平成 24 年度方法書手続き等

平成 22 年 3 月の港湾計画一部変更を踏まえ、平成 24 年 11 月 28 日付けで「那覇港浦添ふ頭コースタルリゾート地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書」を公告したが、事業内容が見直されることとなり、手続きを中断した。

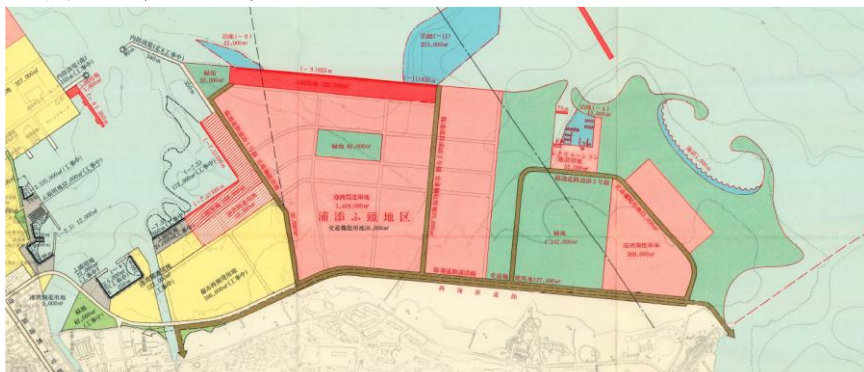
(5) 令和 5 年 3 月改訂

世界水準の観光リゾート地を形成するため、交流・賑わい空間を創出することを目的とし、令和 3 年 3 月 26 日に開催された那覇港管理組合構成団体調整会議において、「浦添ふ頭地区における民港の形状案」が合意された。

令和 4 年 4 月には、概ね 20～30 年先の長期的なビジョンを示した「那覇港長期構想」が策定され、令和 5 年 3 月に港湾計画が改訂された。

本事業においては、交流・賑わい空間として、大型クルーザー等に対応したマリナーを位置付けるとともに、海とイノーを活かした親水空間を設け、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含む交流・賑わい空間の整備を計画している。これらの計画内容の変更を踏まえ、事業名称についても平成 24 年時から変更した。

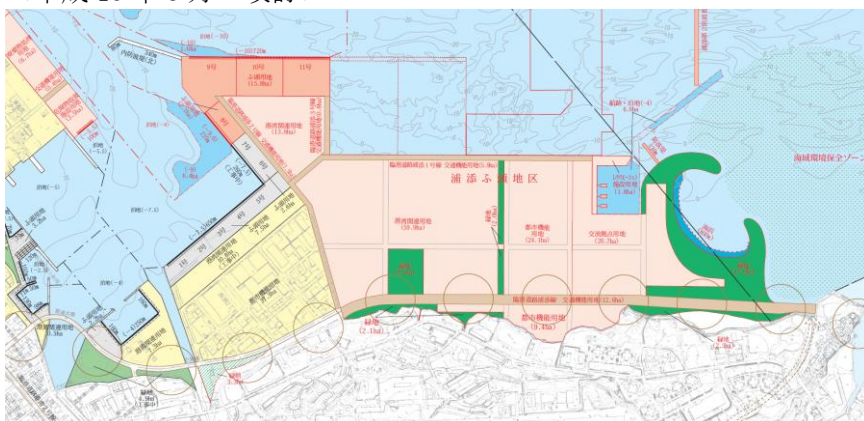
<昭和 63 年 2 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 28ha
 港湾関連用地 201ha
 交流厚生用地 5ha
 都市機能用地 39ha
 交通機能用地 28ha
 緑地 141ha
 海浜 1000m
 公共用地 -

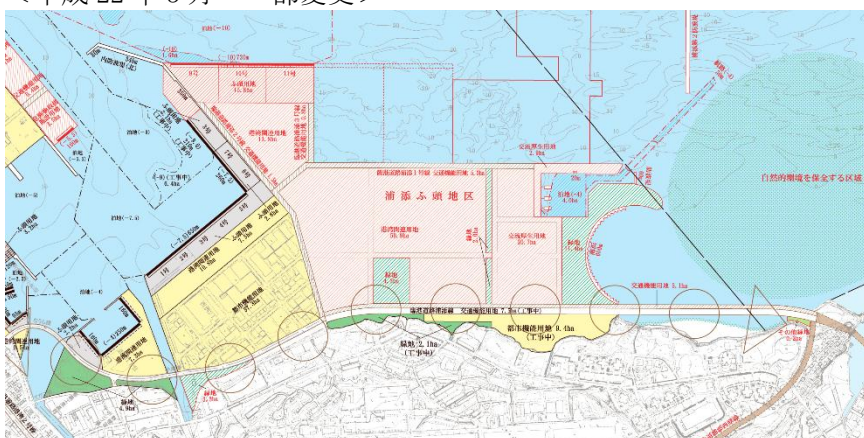
<平成 15 年 3 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 28⇒30ha
 港湾関連用地 201⇒92ha
 交流厚生用地 5⇒29ha
 都市機能用地 39⇒71ha
 交通機能用地 28⇒24ha
 緑地 141⇒36ha
 海浜 1000⇒800m
 公共用地 -

<平成 22 年 3 月 一部変更>



《変更内容》

ふ頭用地 30⇒30ha
 港湾関連用地 92⇒92ha
 交流厚生用地 29⇒24ha
 都市機能用地 71⇒47ha
 交通機能用地 24⇒24ha
 緑地 36⇒28ha
 海浜 800⇒600m
 公共用地 -

<令和 5 年 3 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 30⇒37ha
 港湾関連用地 92⇒63ha
 交流厚生用地 24⇒22ha
 都市機能用地 47⇒46ha
 交通機能用地 24⇒27ha
 緑地 28⇒14ha
 海浜 600⇒850m
 公共用地 -⇒1ha

図 2.2.7 那覇港浦添ふ頭地区における計画変更の変遷

2.3 その他の対象事業の内容に関する事項

2.3.1 浦添ふ頭地区の環境保全に係る検討経緯

(1) 平成 15 年時における港湾計画段階

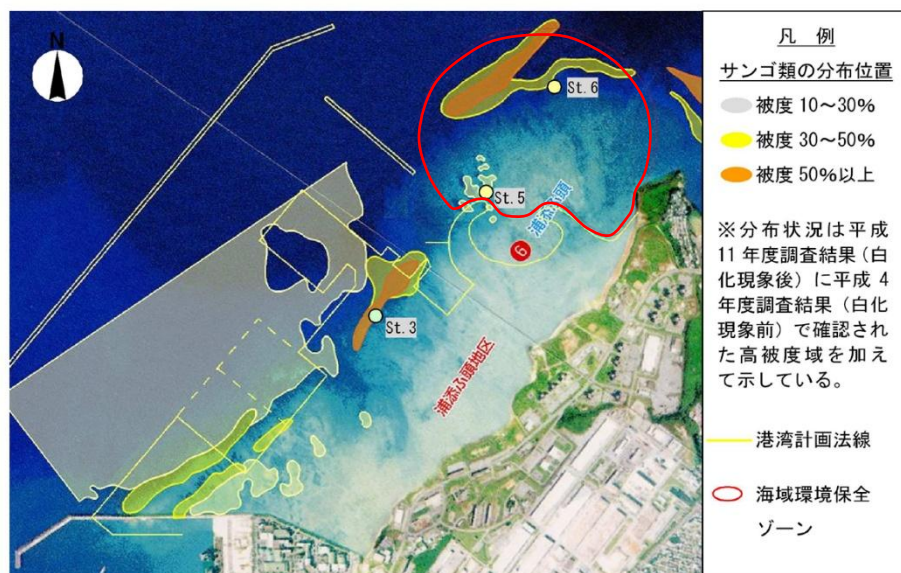
浦添ふ頭地区には生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海藻草類（アマモ場）、干潟が分布するほか、希少種のカサノリやホソエガサも分布しており、大都市部に隣接してこれら自然資源が生息・生育することが注目されている。

サンゴ類、海藻草類（アマモ場）及び干潟は、浦添ふ頭北寄りの海域に主たる分布域があることから、この海域での地形改変をできる限り回避・低減させるため、埋立規模の縮小を図ることとした。

また、自然環境の保全・修復並びに活用を図る観点から、浦添ふ頭地区北側に「海域環境保全ゾーン」を設けることとした（図 2.3.1）。そして、浦添ふ頭地区における港湾計画の各種事業実施に伴って、やむを得ず消失する海域に分布する主たるサンゴ類、海藻草類やその他の潮間帯生物については、同ゾーンでの生息・生育場の創造・整備に活用することを検討する方針とした。

＜「海域環境保全ゾーン」のコンセプト＞

- ①良好な保全・管理により自然環境の質的向上を図る。
- ②生態系に関する学習・観察の場としての活用を図る。
- ③サンゴ類、海藻草類やその他の潮間帯生物の生息・生育場の積極的創造を目的とした実験研究の場を設ける。



出典：「那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル」（平成 18 年 3 月、那覇港管理組合）

図 2.3.1 海域環境保全ゾーン及びサンゴ類の分布位置

(2) 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業に係る変更事項

本事業の背後で行われた「那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業」においては、環境影響評価手続き中に計画の見直しが行われた。その結果、埋立面積は、当初約 25.1ha から、約 18.3ha へ縮小された（図 2.3.2）。

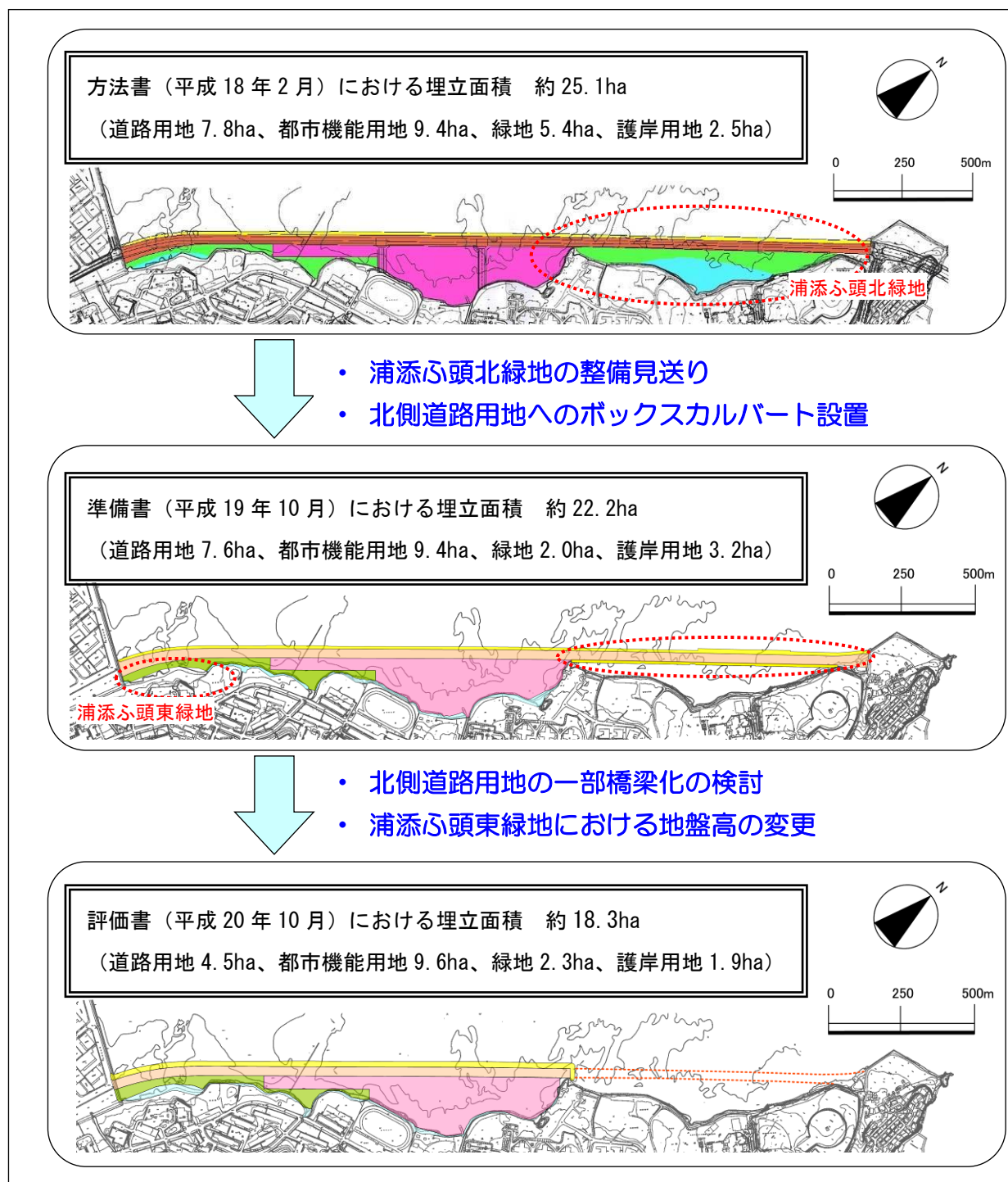


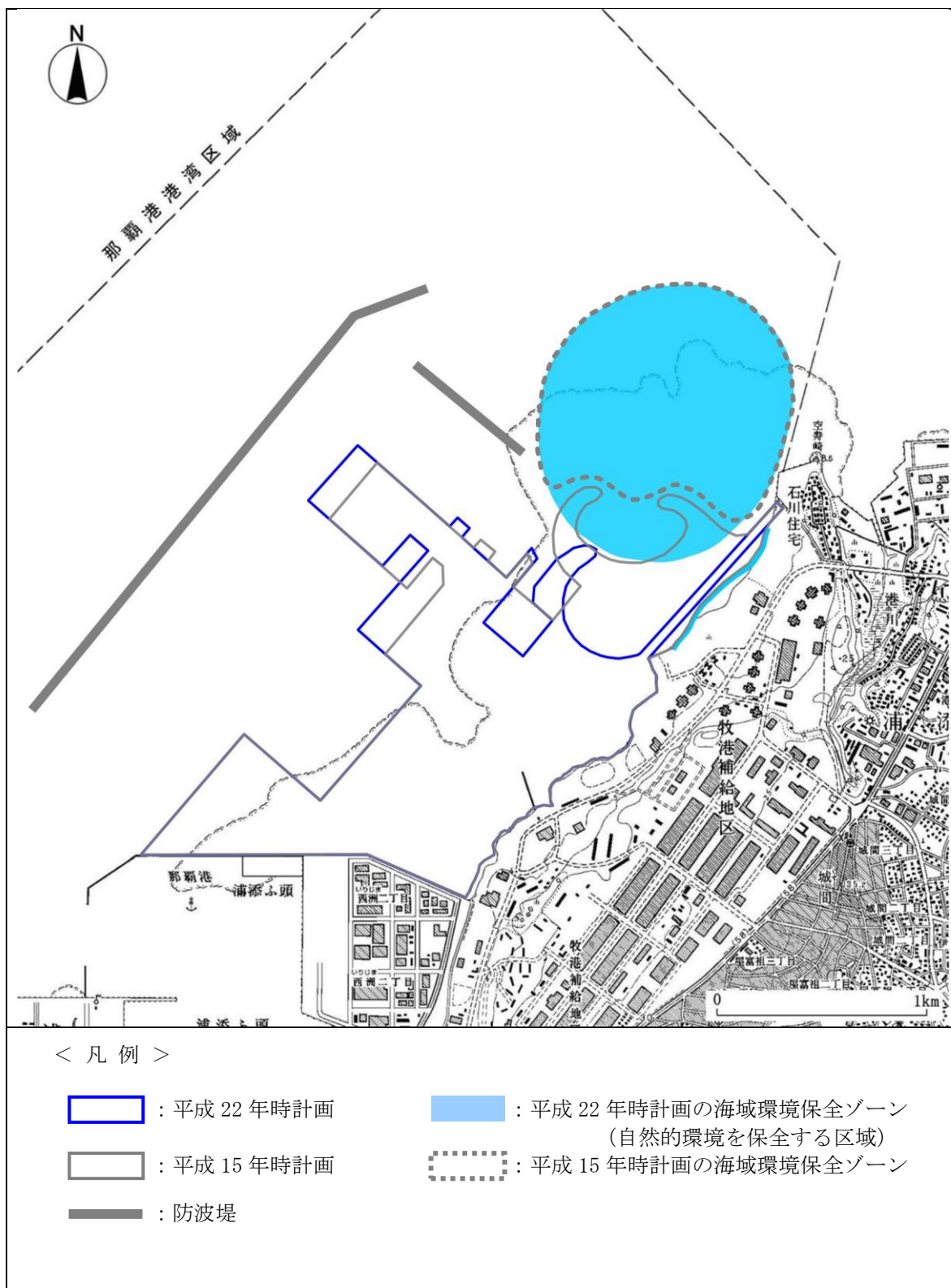
図 2.3.2 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業における事業規模縮小の経緯

(3) 平成 22 年時における港湾計画一部変更段階

「那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業」における事業計画の変更も踏まえ、背後地の土地利用計画に対応するとともに、自然海浜及び干潟の保全に対する要請に対応するため、浦添ふ頭地区のマリーナ計画、港湾環境整備計画、並びに土地造成及び土地利用計画を変更した。

浦添ふ頭地区においては、生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海藻草類（アマモ類）、干潟が分布しているとともに、重要な種であるカサノリやホソエガサが、リーフ内浅海域の岩盤上の砂質底域に分布していることが確認されていた。当該変更計画においては、都市機能用地及び港湾環境整備施設計画等の規模を変更することで埋立面積が約 42ha 縮小され、それらが優勢して分布する北側海域が残存する範囲が拡大した。さらに、生物の生育・生息環境の保全に努めるため、前項に示す事業の変更を受け、浦添北緑地の埋立てをとりやめ、その前面の臨港道路浦添線については、一部橋梁化とした。

以上に伴い、「海域環境保全ゾーン（「自然的環境を保全する区域」に名称変更）」がより拡大し、海生生物の生育環境の保全、創造、管理がより適正になされ、海生生物への影響の低減が図られるものと考えられた（図 2.3.3）。



出典：「港湾計画資料―一部変更―」（平成 22 年 3 月、那覇港港湾管理者）

図 2.3.3 平成 22 年時と平成 15 年時における海域環境保全ゾーンの比較

(4) 令和 5 年 3 月における港湾計画改訂段階

施設配置の検討において、環境影響を低減するため、北側の「自然的環境を保全する区域」との距離を確保した上で、埋立面積の更なる縮小を図った。

浦添ふ頭地区においては、今回計画の埋立てにより、サンゴ類、海藻草類、干潟の分布域が減少するものの、既定計画に対して今回計画では、埋立面積が約 35ha 縮小された。さらに、北側海域には、自然環境の保全、再生、創出を図る「自然的環境を保全する区域」を引き続き設定し、適切に保全していくこととしている。

(5) 令和 7 年 11 月の保全マニュアル改定

令和 5 年 3 月の那覇港港湾計画改訂による浦添ふ頭地区の整備計画の変更や、ブルーカーボン生態系の活用、生態系への配慮、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組など、港湾を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、平成 18 年 3 月に作成された「那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル」の改定が行われた。

当該マニュアルは、従前同様、港湾整備等の実施に際しての指針とされており、基本方針は下記のとおりである。

本事業の環境影響評価の実施にあたっては、マニュアルを踏まえ、検討を行った。

<改定マニュアルの基本方針>

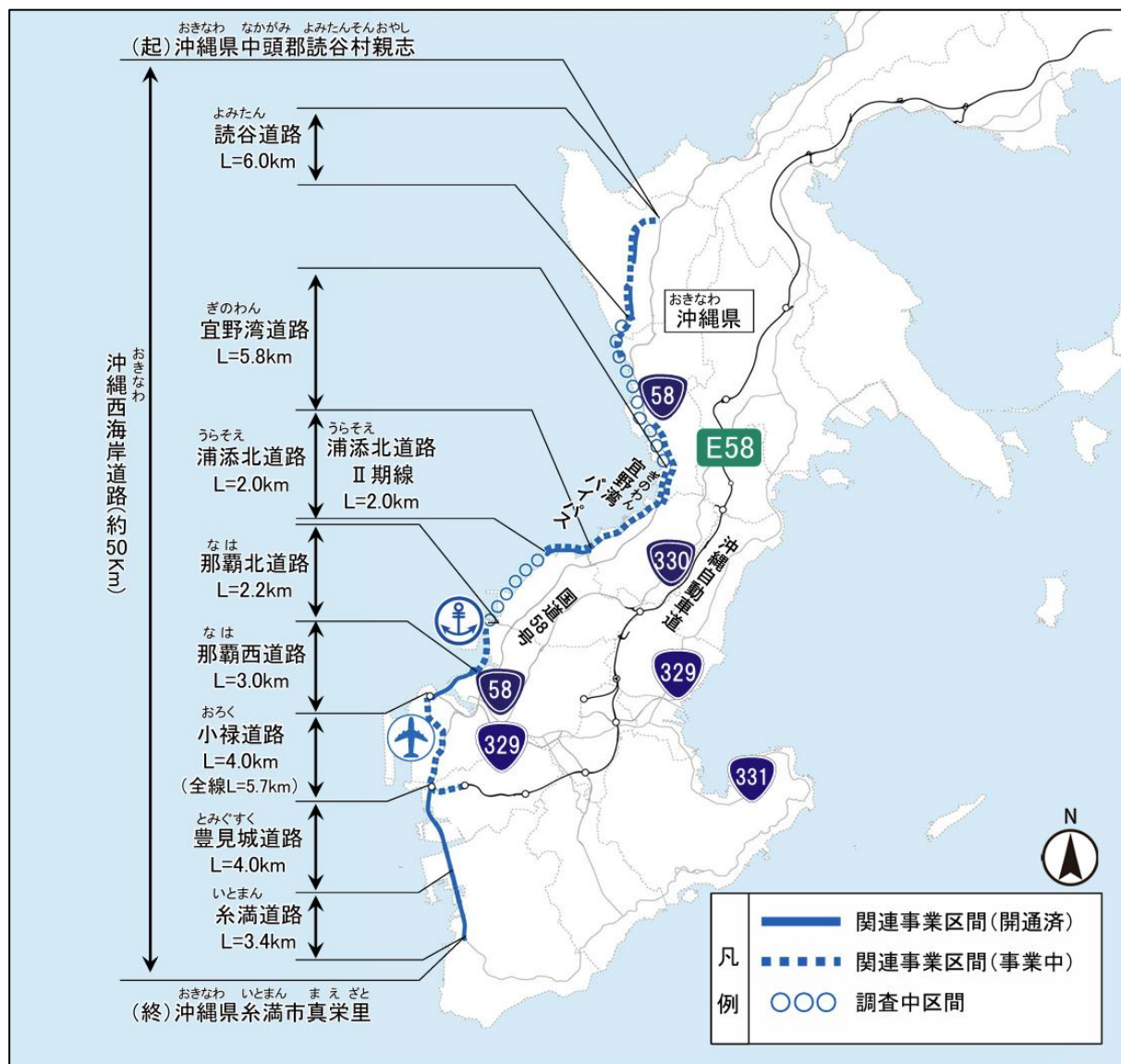
那覇港浦添ふ頭地区には、サンゴ類や海藻草類ならびにカサノリ・ホソエガサといった希少種、その他の潮間帯生物等海生生物、水鳥の貴重な生息域が存在している。そこで、本マニュアルはこれらの生息・生育基盤である砂泥域を含めた浅海域における生態系が健全に維持できるよう、「浦添ふ頭地区における、自然環境の保全・利活用と自然環境と共生する港湾環境の創出」を基本方針とし、「自然的環境を保全する区域」の保全・維持管理・利活用計画ならびにブルーカーボンに関する試験・研究との連携等を視野に入れた取組について示すものである。

2.3.2 沖縄西海岸道路

周辺の道路計画である沖縄西海岸道路の全体計画は図 2.3.4 に示すとおりである。

当該道路は、読谷村から糸満市に至る延長約 50km の道路であり、那覇西道路、豊見城道路、糸満道路が開通済、読谷道路、宜野湾道路、浦添北道路、那覇北道路、小禄道路が事業中となっている。

浦添ふ頭地区周辺では、浦添北道路や那覇北道路が事業中であるが、埋立事業実施区域近傍の区域は調査中区間となっており、詳細な道路計画等は未定である。



出典：内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所より提供

図 2.3.4 沖縄西海岸道路の全体計画

2.3.3 牧港補給地区跡地利用計画

(1) 返還合意の経緯

浦添市の牧港補給地区（キャンプ・キンザー）は、平成 17 年に行われた日米安全保障協議委員会の中で、「嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還が可能」と明記されたことにより、返還の可能性が指摘された。

その後、平成 18 年に公表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第 3 海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。」とされ、候補施設の 1 つに本地区の全面返還が明記された。

更に、平成 25 年に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、段階的な返還について記載された。倉庫地区の大半を含む部分（約 129ha）については、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きの完了後、2025 年度又はその後に返還可能とされ、残余の部分（約 142ha）については、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きが完了し、海兵隊の国外移転完了後、2024 年度又はその後に返還可能と明記された。

(2) 調査経緯

返還合意の動向を受け、浦添市では、表 2.3.1 に示す調査を実施してきた。これらの検討を踏まえた、土地利用ゾーニング図は、図 2.3.5 に示すとおりである。

表 2.3.1 牧港補給地区跡地利用に関する調査経緯

年度	検討内容
平成 17 年度	「跡地利用基本計画基礎調査」を実施し、跡地利用に向けた課題と基本的な方向性を明らかにした。
平成 18 年度	跡地利用の戦略プランを作成し、那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業として平成 21 年度までを「構想策定」、第 2 ステージとして平成 23 年度までを「基本計画策定」と位置付けた。
平成 21 年度	「牧港補給地区跡地利用基本構想（案）」を策定した。
平成 24 年度	「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定した。
令和 3 年度	周辺状況の変化を踏まえ、牧港補給地区跡地利用計画の策定に着手した。また、地主会の若手組織であるチームまきほ 21 から、牧港補給地区跡地利用計画に対する提言書が浦添市長あてに提出される。
令和 4 年度	牧港補給地区跡地利用計画（素案）を策定した。
令和 5 年度	牧港補給地区跡地利用計画（素案）について、地元説明会及びパブリックコメントを実施した。これらの意見を踏まえ、牧港補給地区跡地利用計画を策定、公表した。

2.3.4 那覇港湾施設の移設に関する経緯について

那覇港湾施設の移設に関する経緯については、表 2.3.2 に、那覇港湾施設の移設位置については、図 2.3.6 に示すとおりである。

表 2.3.2 那覇港湾施設の移設に関する経緯

昭和 49 年 1 月	第 15 回日米安全保障協議委員会において、移設条件付で全面返還されることが了承。
平成 7 年 5 月	日米合同委員会において、約 35ha の代替施設が那覇港浦添ふ頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設（約 57ha）の全部及び牧港補給地区（キャンプ・キンザー）に隣接する約 50m の制限水域の全部を返還することが合意。
平成 8 年 12 月	SACO 最終報告において、浦添ふ頭地区（約 35ha）への移設と関連して、那覇港湾施設（約 57ha）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することを確認。
平成 13 年 11 月	移設先の浦添市長が受入れを表明。 関係省庁と関係自治体等を構成員とする「那覇港湾施設移設に関する協議会」等を設置。
平成 15 年 3 月	那覇港港湾計画の改訂において、参考として、浦添ふ頭地区（約 35ha）への移設位置等を港湾計画図に記載。
平成 15 年 7 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の改訂を踏まえた代替施設の位置及び形状について合意。
平成 19 年 12 月	平成 18 年 5 月の日米ロードマップにおいて、那覇港湾施設について「浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設」、及び牧港補給地区（キャンプ・キンザー）について「全面返還」とされたことを踏まえ、日米合同委員会において、追加的な集積場を含む代替施設（約 49ha）の位置及び形状等について合意。
平成 23 年 4 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の変更に伴い、代替施設の周辺の形状について合意。
平成 25 年 4 月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、那覇港湾施設は「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」に区分。
令和 4 年 10 月	第 29 回那覇港湾施設移設に関する協議会において、民港の形状案と防波堤も含めた代替施設の位置及び形状案との整合を確認。また、日米合意に向けた米側との調整作業を進めることを確認。
令和 5 年 4 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の変更に伴い、那覇港湾施設代替施設の位置及び形状とマスタープランについて合意。
令和 6 年 7 月	「那覇港湾施設代替施設建設事業に係る計画段階環境配慮書」を公表。
令和 7 年 8 月	「那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書」を公表。



出典：「那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書」（令和7年8月、沖縄防衛局）

図 2.3.6 那覇港湾施設の移設位置

2.3.5 浦添市新クリーンセンターの整備計画等

周辺の事業計画である浦添市のごみ処理施設である「浦添市クリーンセンター」の老朽化に伴い、新クリーンセンターを現クリーンセンターの隣接地（旧：伊奈武瀬球場）に建設する計画となっている。

浦添市新クリーンセンターの施設規模は、エネルギー回収型廃棄物処理施設 180t/日(90t×2 炉)、マテリアルリサイクル推進施設 14t/5h で、施設方式は、全連続焼却式ストーカ炉となっている(浦添市 HP 閲覧)。

浦添市新クリーンセンター整備スケジュールは表 2.3.3 に、現在予定されている建設工事全体スケジュールは表 2.3.4 に示すとおりである。

表 2.3.3 浦添市新クリーンセンター整備スケジュール（令和7年8月現在）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～
計画支援・施設整備事業	計画支援事業(H30～R7)							施設整備事業(R7～R10)				
基本計画・基本設計												
発注業務(公募・審査)												
実施設計・建設工事												
運営(施設稼働)												供用開始
環境影響評価	配慮書・方法書・準備書・評価書							事後調査(工事中)				事後調査(供用時)

注：令和 11 年 4 月供用開始（予定）

出典：浦添市ホームページ「新クリーンセンター（新一般廃棄物処理施設）の整備について」
[\(https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/609e712d3d59ae2434bfd96c/\)](https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/609e712d3d59ae2434bfd96c/)、令和8年7月1日閲覧

表 2.3.4 建設工事全体スケジュール（予定）

[illegible]

出典：浦添市ホームページ「（仮称）浦添市新クリーンセンター建設工事の概要・進捗状況」
 (https://www.city.urasoe.lg.jp/doc/2025120300050/、令和8年6月24日閲覧)

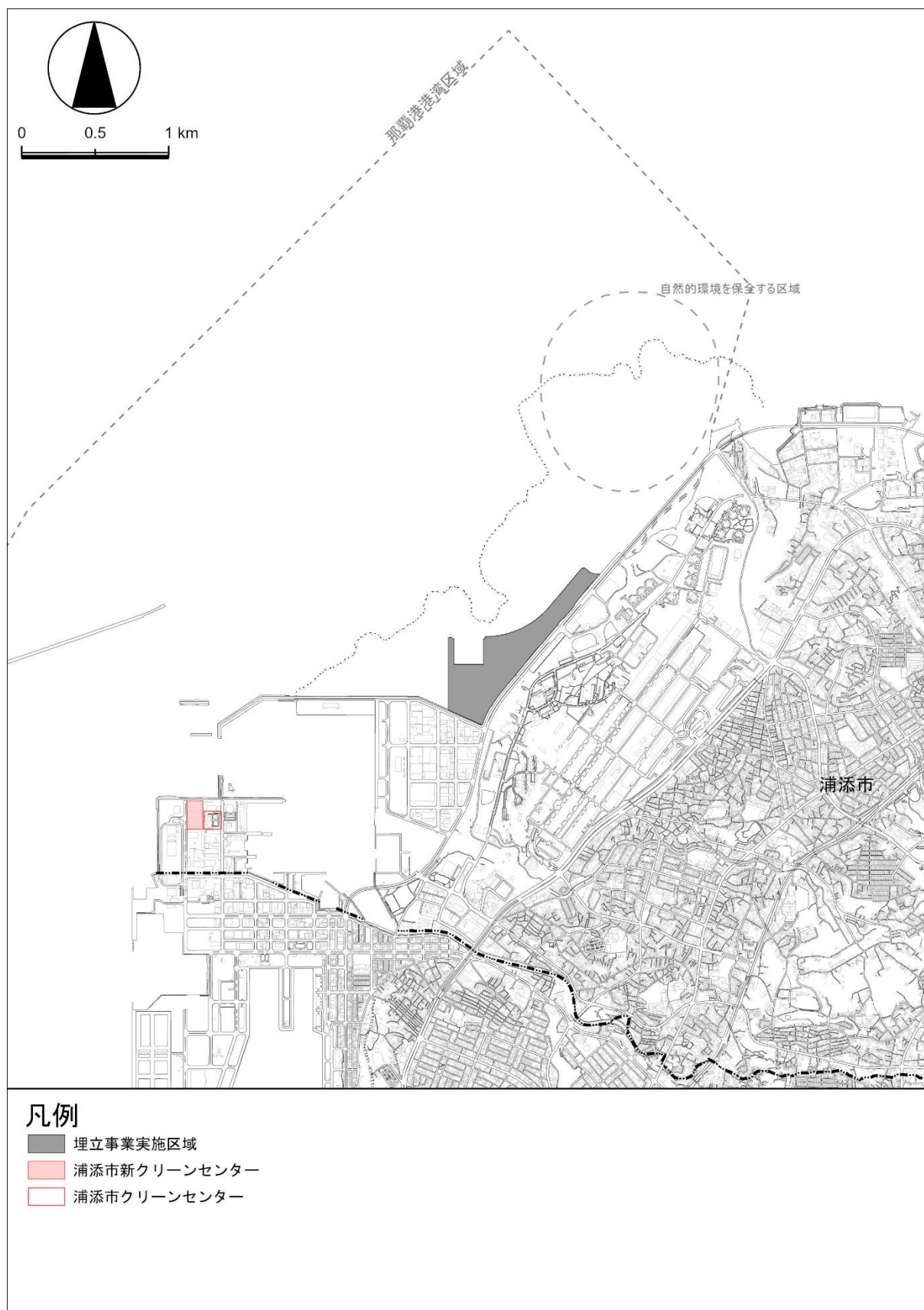


図 2.3.7 浦添市新クリーンセンターの位置図